

## 第6次芦屋町総合振興計画 策定方針

### 1 計画策定の趣旨

芦屋町総合振興計画（以下、「総合振興計画」）は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考えや方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、当町の経営方針です。

当町では、昭和47年1月に「第1次総合振興計画」を策定後、社会・経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、現在まで5次にわたり計画の見直しを行い、まちづくりを進めてきました。

平成23年4月に策定した第5次総合振興計画では、本町の将来像を「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」とし、海や川などの自然、歴史・文化などの当町の魅力をまちづくりに活用するとともに、まちづくりの担い手である住民との協働により活力ある元気なあしやを目指し、取組みを進めています。

この間、人口減少社会のさらなる進展、公共施設及び社会インフラの老朽化、地震やゲリラ豪雨などの自然災害への不安の高まりなど、自治体に求められる役割に変化が生じています。

これらの多様化・複雑化する地域課題に的確に対応し、10年先を見据えた当町のまちづくりを着実に進めるため、新たなまちづくりや町政の指針となる「第6次総合振興計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

平成23年に地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項が改正され、総合計画基本構想の策定義務はなくなりました。

しかしながら、町の将来像や基本方針を総合的かつ体系的にまとめた総合振興計画は、町の最上位計画として策定することが今後も不可欠です。

なお、当町では、平成26年に「芦屋町議会の議決すべき事件に関する条例」を制定し、基本構想の策定、変更又は廃止に関する事項を議決すべき事件として規定しています。

### 3 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 住民参画・住民との協働を推進するための計画

町の将来像やまちづくりの方向性を示す総合振興計画は、町民と行政が一体となって、計画づくりを行っていく必要があります。

このため、「芦屋町住民参画まちづくり条例」の基本理念に基づき、情報共有や対話を通じた共通認識と共通理解のもと、これまでよりもわかりやすい計画を目指します。

#### (2) 社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

社会・経済情勢が大きく変化する中で、時代の潮流や当町を取り巻く環境、多様化・高度化する住民ニーズ等を的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画を目指します。

#### (3) 持続可能な行政運営の推進及び実現性・実効性を確保した計画

厳しい財政状況の下、限られた資源を最大限に活用し、経営的視点に立った計画づくりを行うとともに、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画づくりを目指します。

(4) 目標が明確で成果が評価できる計画

総合振興計画が何を目標としているのかを明確にするとともに、行政評価による進捗管理を行うための指標を設定し、成果を重視した行政運営を推進することができる計画づくりを目指します。

(5) 第5次総合振興計画との連続性及び個別計画との整合ある計画

現総合振興計画の各種施策を実現するために、「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「芦屋町公共施設等総合管理計画」など、中長期の個別計画を策定しています。このため、第6次総合振興計画の策定にあたっては、これらの既存計画との整合を図るとともに、現総合振興計画との連続性にも配慮した計画づくりを目指します。

(6) その他の計画等の最上位計画

芦屋町が策定する各種計画等の方向性を示す最上位計画とします。このため、各種施策の実施や計画策定等においては、第6次総合振興計画との整合を図るものとします。

4 計画の構成

第6次総合振興計画は、第5次総合振興計画と同様に、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的方向を明らかにするため、「芦屋町の将来像」と「基本目標」を掲げ、これを実現するための「施策の大綱」を定めるものとします。

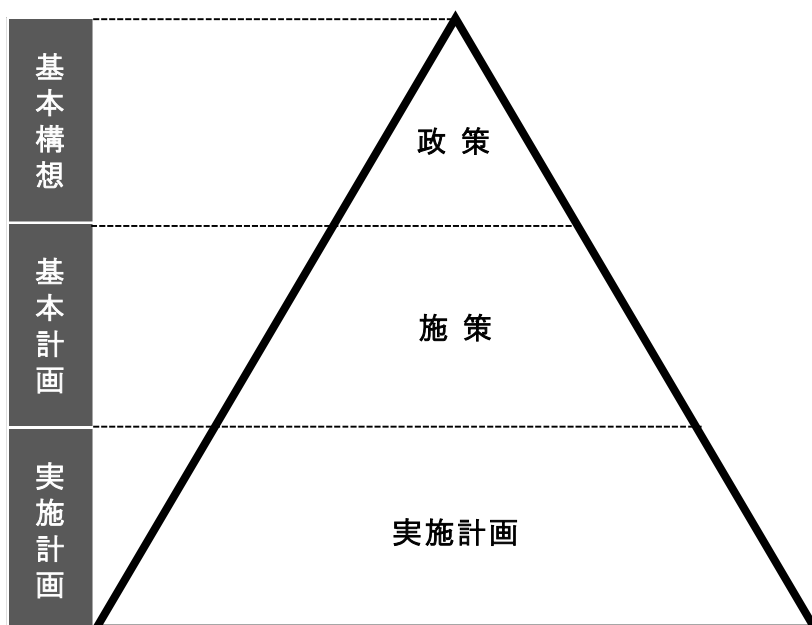
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を達成するための手段として、基本構想に定める施策等の目的と目標（数値による客観的指標）を定めるものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定める施策等の目標実現の手段となる、重点的に実施する主要事務事業を定めるものとします。

<構成図>



## 5 計画の期間

- (1) 基本構想：10年間（令和3年度年度から令和12年度）
- (2) 基本計画（前期基本計画・後期基本計画で構成）
  - ① 前期計画：5年間（令和3年度から令和7年度）
  - ② 後期計画：5年間（令和8年度から令和12年度）
- (3) 実施計画：3年間（毎年度ローリング方式で見直し）

〈計画期間図〉

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	R3～R12年度									
基本計画	前期計画(R3～R7年度)					後期計画(R8～R12年度)				
実施計画	実施計画(R3～R5年度)									
			実施計画(R4～R6年度)							
					実施計画(R5～R7年度)					
	毎年度ローリング方式で見直し									

## 6 計画の策定体制

第6次総合振興計画の策定は、住民参画のもと、全職員が関わり、策定過程を通じて住民と行政との共通認識が図れるよう、次の体制で実施することとします。

### (1) 芦屋町議会

議会全員協議会で、適宜、報告するとともに、令和3年3月定例会に第6次総合振興計画の議案を上程・審議予定です。

### (2) 芦屋町総合振興計画審議会

芦屋町総合振興計画審議会条例に基づき、基本構想及び基本計画に関する事項を当該審議会に諮問し、その答申内容を総合振興計画に反映するものとします。

審議会委員については、芦屋町総合振興計画審議会条例の規定に基づき委嘱します。

### (3) 住民参画

広く住民の意見や提案を反映させるため、次に掲げる住民等の意見を広く汲み取る機会を設け、住民参画に努めます。

- ① 住民アンケート（コミュニティ活動状況調査）
- ② 関係団体ヒアリング（団体意見交換会）
- ③ 住民ワークショップ
- ④ 住民説明会
- ⑤ パブリックコメント など

#### (4) 庁内策定体制

##### ① 政策会議

- ・ 構 成：10名（町長、副町長、教育長、競艇事業局長、課長 6名で構成）
- ・ 所 掌：総合振興計画案の決定、計画案の決定に必要な事項の審議など

##### ② 検討会議

- ・ 構 成：18名（全課長職で構成）
- ・ 所 掌：総合振興計画（案）の作成、計画案の作成に必要な事項の審議など

##### ③ 職員ワーキンググループ

- ・ 構 成：33名（全係長職で構成。ただし、競艇事業局からは庶務係長のみ）
- ・ 所 掌：総合振興計画（案）の作成に必要な基礎資料の収集や分析、計画素案の作成など

〈策定体制図〉

